

第513回
三戸町議会臨時会会議録

令和5年11月1日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和5年11月1日(水)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のために出席した者の職氏名	4
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	
・町長の報告	6
報告第7号 専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を決定することについて)	
報告第8号 専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を決定することについて)	
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	7
日程第5：報告第9号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和5年度三戸町一般会計補正予算(第4号))	8
日程第6：議案第49号 財産取得について	9
日程第7：議案第50号 令和5年度三戸町議会一般会計補正予算(第5号)	10
閉会・署名	12

会 期 日 程 表

会 期 令和5年11月1日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内容
第1日	11月1日 (水)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の一括上程 ・提案理由の説明 ・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
報告	7	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を決定すること について)		町長 報告済 R5. 11. 1
報告	8	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を決定すること について)		町長 報告済 R5. 11. 1
報告	9	専決処分した事項の報告及びその承認を 求めることについて (令和5年度三戸町一 般会計補正予算 (第4号))	R5. 11. 1	原案承認
議案	49	財産取得について	R5. 11. 1	原案可決
議案	50	令和5年度三戸町議会一般会計補正予算 (第5号)	R5. 11. 1	原案可決

第1日目 令和5年11月1日(水)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 町長の報告 報告第7号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を決定することについて)
 - 報告第8号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を決定することについて)
 - 2. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
 - 第5 報告第9号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和5年度三戸町一般会計補正予算(第4号))
 - 第6 議案第49号 財産取得について
 - 第7 議案第50号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第5号)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(14人)

- 1番 柳 雫 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 9番 番 屋 博 光 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君

13番 佐々木 和 志 君

14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝 守 世 光 君
	参事（総務課長事務取扱）	武 士 沢 忠 正 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君
	総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君

○職務のため出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 513 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 513 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、10 月 27 日、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定しました。

11 月 1 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、報告第 9 号並びに議案第 49 号及び議案第 50 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 5 年 11 月 1 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 1 番、柳零圭太君、2 番、小笠原君男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第7号及び報告第8号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

皆さん、おはようございます。まず、私からの報告でございますが、初めに、報告第7号 専決処分した事項の報告について申し上げます。

去る令和5年7月22日午後7時45分頃、目時字上エ平119番地1の地先において、夜間巡回中の消防車両が方向転換のため切り返しを行った際、相手方が所有する小屋の壁に接触し、破損させる事件が発生しました。

本事件については、相手方に損害を与えたことによる国家賠償法上の損害賠償の責任が当町に生じることとなりました。

現在損害賠償については、示談により終了しておりますが、損害賠償の額を9万6,595円と決定することについて専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

次に、報告第8号 専決処分した事項の報告について申し上げます。

去る令和5年9月26日午後2時30分頃、目時字下道42番地2の地先において、職員が草刈りをしていたところ、刈払機の刃で小石をはね、付近に駐車していた相手方車両の後部ガラスを破損させる事件が発生しました。

本事件については、相手方に損害を与えたことによる国家賠償法上の損害賠償の責任が当町に生じることとなりました。

現在損害賠償については、示談により終了しておりますが、損害賠償の額を16万3,427円と決定することについて専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、報告第 9 号並びに議案第 49 号及び議案第 50 号を一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第 513 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、報告第 9 号 令和 5 年度三戸町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

本件は、令和 5 年度三戸町一般会計既決予算額 66 億 6,581 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 2,163 万 6,000 円を追加し、予算総額を 66 億 8,745 万 3,000 円にしたものであります。

補正の内容といたしましては、令和 5 年 9 月 21 日から 22 日にかけての豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧費を追加補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 9 月 29 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第 49 号 財産取得について申し上げます。

本案は、（仮称）まちなか第 1 団地整備事業用地として、三戸町大字川守田字沖中地内の土地 9 筆、面積 7,880 平方メートルを契約金額 5,317 万円で取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 50 号 令和 5 年度三戸町一般会計補正予算（第 5 号）について申し上げます。

本案は、令和 5 年度三戸町一般会計既決予算額 66 億 8,745 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 1,572 万円を追加し、予算総額を 68 億 317 万 3,000 円にしようとするものであ

ります。

補正の内容といたしましては、さんのへ応援商品券交付事業費 9,582 万 6,000 円、子ども・子育て世帯応援金給付事業費 1,989 万 4,000 円を追加補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第 5 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて (令和 5 年度三戸町一般会計補正予算 (第 4 号))

○議長 (竹原 義人君)

日程第 5、報告第 9 号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長 (齋藤 優君)

報告第 9 号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第 5 号 令和 5 年度三戸町一般会計補正予算 (第 4 号) につきまして補足説明を申し上げます。

本件は、令和 5 年 9 月 21 日から 22 日にかけての豪雨により被災した町道等 48 路線 57 か所、町管理河川 2 河川 3 か所の合計 60 か所の早期復旧に係る経費として、令和 5 年度既決予定額に歳入歳出それぞれ 2,163 万 6,000 円を追加し、予算総額を 66 億 8,745 万 3,000 円にしたものでございます。

4 ページをお願いいたします。歳入、10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税では、普通交付税 1,773 万 6,000 円を追加してございます。

21 款 1 項 7 目災害復旧費債では、公共土木施設災害復旧事業債 390 万円を追加してございます。

5 ページをお願いいたします。歳出、11 款災害復旧費、2 項 1 目道路橋梁及び河川災害復旧費の 12 節委託料の測量設計委託料 391 万 6,000 円は、町道杉沢葛畑線ののり面崩落箇所等の測量設計に要する経費でございます。13 節使用料及び賃借料の重機借上料 1,370 万円は、町道野瀬線ほか 52 か所の砂利道の路面洗堀や道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。14 節工事請負費の災害復旧工事請負費 330 万円は、町道荒田下横沢線ほか 2 か所の路肩崩落等の復旧に要する経費でございます。15 節原材料費 52 万円は、町道清水田一ノ渡線ほか 24 か所の砂利道洗堀箇所に敷設する砕石の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより報告第9号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。報告第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第49号 財産取得について

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第49号 財産取得についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第49号 財産取得につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、（仮称）まちなか第1団地整備事業用地として、三戸町大字川守田字沖中地内の土地9筆、7,880平方メートルを契約金額5,317万円で取得するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約に当たりましては、土地の購入価格については、土地鑑定評価業務により決定し、評価額以内で土地所有者2名と仮契約をさせていただきます。

(仮称) まちなか第1団地整備に関する今後のスケジュールでございますが、用地取得後、地質調査、PFI事業、アドバイザー業務による整備事業者の選定を行い、令和10年度事業完了に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案はこれを可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第5号)

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第50号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第50号 令和5年度三戸町一般会計補正予算(第5号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額 66 億 8,745 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 1,572 万円を追加し、予算総額を 68 億 317 万 3,000 円にしようとするものであります。

歳入についてご説明をいたします。3 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目地方交付税では、普通交付税 5,401 万 9,000 円を増額しております。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金では、物価高騰緊急対策交付金 4,180 万 7,000 円を追加しております。物価高騰の影響を受けている住民等の支援に対する事業に対し、交付金が交付されるものであります。2 目民生費県補助金では、子ども・子育て世帯応援金給付事業費交付金 1,989 万 4,000 円を追加しております。子供 1 人当たり 3 万円を支給するもので、全額が県費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。4 ページ、5 ページをお願いいたします。2 款 1 項 10 目諸費では、9,582 万 6,000 円を増額しております。12 節さんのへ応援商品券換金業務委託料 9,158 万 8,000 円の追加が主なものであり、物価高騰緊急対策交付金を活用し、町民 1 人当たり 1 万円の商品券を交付するものであります。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費では、1,989 万 4,000 円を増額しております。18 節子ども・子育て世帯応援金 1,980 万円の追加が主なものであり、子供 1 人当たり 3 万円を給付するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第 50 号を採決します。

本案はこれを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第 513 回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 23 分 閉会

署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

.....

署名議員

.....

署名議員

.....